

平成22年11月5日

きょうの札幌高裁判決について

放送受信料の支払督促申立てへの異議訴訟で、札幌高等裁判所は、今日、NHKの主張を認め、相手方に対して全額の支払いを命ずる、逆転勝訴判決を言い渡しました。

この裁判は、平成22年3月、札幌地裁において、NHKの放送受信料支払請求を棄却されたため、NHKが即日控訴し、札幌高裁で審理されていたものです。

【NHKコメント】

今日の判決は、札幌地裁の一審判決を取り消し、NHKの主張どおり、放送受信契約の締結について、民法第761条の日常家事債務の規定が適用されることを認めた、適切な判決であると受けとめています。

今後も受信料の公平負担の徹底のために、支払督促制度を活用してまいります。

【今回の異議訴訟等の経緯】

- ・ 平成20年3月7日、NHKとして北海道で初めて実施した、札幌簡裁への9件の放送受信料の支払督促の申立てのうち、1件に対する異議訴訟としてはじまりました。
- ・ 本事件については、裁判所の職権により札幌簡裁から札幌地裁に移送され、同地裁において審理されました。
- ・ 平成22年3月19日、札幌地裁がNHKの請求を棄却したため、即日、控訴し、7月16日から札幌高裁において控訴審が行われていたものです。
- ・ 控訴審は、弁論期日が2回開かれ、本日の判決が言い渡されました。
- ・ なお、今回の裁判と同じ争点を含む各地の支払督促異議訴訟においては、東京高裁の勝訴判決（平成22年6月29日）をはじめとして、NHKの主張はすべて認められています。